

市政全般に憲法25条の理念の実践を



日本共産党議員団
高回 講治 議員

憲法25条の今日的意義と 地方自治体の役割

問 社会保障が削減され、国民の将来不安は大きくなっている。憲法25条の理念を政治・制度の土台にきちんと据えることが重要だ。憲法25条の理念が市政の中でどのように生かされているか。

答 憲法の理念に基づいた市政運営を進めている。持続可能な社会保障制度とするため改革は避けられないが、行き過ぎた制度改革には意見を上げなければならないと考える。

生活保護制度と保護行政

問 生活保護制度には偏見や差別が広く存在するので、憲法25条の精神とその権利性を保護行政にしっかりと位置づけておくことが重要だと思うが。

答 生活保護制度の周知が行き渡って、セーフティーネットの役割を果たすようにしていきたい。

問 生活保護のしおりの改善として、「最低限度の生活」ではなく、憲法条文どおり「健

康で文化的な最低限度の生活を保障するもの」とすべきではないか。

答 しおりの見直しの必要性は認識しているところであり、今後、

改訂作業を行っていききたい。

問 捕捉率（保護を利用する資格のある人のうち、実際に保護を利用している人の割合）は20%と言われ、救済されない人が多数存在する。自治体がこの人たちに保護制度を周知徹底し、救済活動を積極的に行うべきだと思うが、市の取り組みは。

答 仮定した本市対象者の約1万2千世帯に、憲法25条の観点に立った支援が行き届いているのか、よく考えなければならない。保護が必要な人には、しっかりと受給できるように対応していきたい。

問 まだ救済されていないかもしれない8割の人を救済することは、行政の仕事と認識しているか。

答 支援を必要とする人に必要な支援を届けることは、行政の仕事と考えている。

問 自動車や預金、生命保険、学資保険等の保有に関して、しおりの記載に不十分さがあるので、誤解が生じないように、修正が必要ではないか。

答 提案されたことも参考にして、見直していきたい。

問 保護利用者は医療機関を

受診したい時、福祉事務所で医療券をもらわねばならない。この制度は憲法11条（基本的人権）14条（法の下での平等）25条（生存権）に違反する制度ではないか。

答 国からの指導に基づき執行しているが、他の福祉事務所等の捉え方も尋ねて検討していきたい。

問 猛暑で死亡する人も出ている。保護世帯のエアコン設置状況と今後の対応は。

答 冷房機器設置世帯は7割。残り3割については、冷房機器設置ができるよう対応は必要だと思っているが、これまでは生活扶助費の中でやりくりをしていた。

保健所の設置主体の変更

問 設置主体の変更は、設置意義の変遷の問題が残っていると思うが、考えは。

答 当初の保健所法が設置した当時の意義からすると変遷があったという観点で検討してきた。

再発言 保健所の問題は、市庁舎整備問題と比べても、市民への情報の周知徹底や意見集約がほとんどなされておらず、この点をしっかり強化して検討を行うよう要望する。



大牟田市保健所